

<有機転換の事例>

## 三つの健康(大地、作物、人々の健康)の実践。

### 農と食と観光の一体化

旭川市 株式会社谷口農場

## 1 経営の概要

### 1) 有機栽培経験年数

- ・約 34 年（開始年 1987 年・トマト試験栽培）
- ・1973 年家族の健康面から電子農法\*に関心を持ち、70a の田畑で実験開始  
\*：弊社が当時行っていたのは水田の圃場に 4 か所ほどに穴を掘り活性炭を施用し、育苗時にイオン水を散布していた。
- ・有機 JAS の認証取得年：2002 年。

### 2) 経営規模

- ・約 67ha（うち、特別栽培、慣行栽培 約 60ha）  
うち、有機栽培 5.2ha（認証面積。ハウス 3.7ha、露地 1.5ha）

### 3) 作付作物と面積（栽培法）<有機関係主体で記載。その他作物の栽培あり。>

作物名	全作付面積	有機JAS	慣行栽培
水稲	57 ha	—	57ha（特裁、慣行）
トマト	4.32ha	4.2ha	0.12ha（特裁）
スイートコーン	1.8ha	0.5ha	1.3ha
かぼちゃ	0.7ha	0.5ha	0.2ha

\*トマト 4.2ha のうちハウス 3.7ha、露地 0.5ha

\*スイートコーンとかぼちゃは有機出荷をしていない（露地トマトと輪作）。

- ・加工部門はトマトジュース（有機認証）、ゼリー、甘酒

### 4) 労働力と構成

- ・社員 11 名（うち農産部 4 名）、役員 3 名
- ・雇用（パート）18 名（うち農産部 3 名）、外国人技能実習生 5 名（ベトナム）

### 5) 経営類型

- ・法人経営（1968 年有限会社谷口農場設立、2008 年株式会社に移行）

## 2 有機栽培導入の経緯

### 1) 有機農業の取組動機

- ・家族の健康面を考えて農薬等を削減し、一部有機栽培を行っていた。有機認証制度が開始されたのを機会に有機 JAS に取り組む。

### 2) 取組経過（有機転換作物と面積の推移）

- ・1987 年にトマトで有機栽培開始。基本はトマトで当初に比べ増加している（スタッフの増加に伴い総面積も増加した）。
- ・有機栽培面積の推移

1987年：2.5a → 2000年：57a → 2011年：6.5ha → 2021年：5.2ha

### 3) 有機栽培法の推移（主要な栽培法の変化）

- ・自家製ぼかし堆肥（牛糞堆肥）を使用。肥料を大きく変えた年もある。

### 4) 有機導入の課題

- ・水稻の有機栽培は難しいため、特別栽培を行っている。

### 5) 経営規模の拡大の推移

- ・水稻の面積は増えてきているが、その他の作物の面積に大きな変化はない。

## 3 有機栽培技術の特徴

### 1) ほ場・土地改良・土づくり

#### (1) 基盤整備（排水対策他）

- ・ハウスの下に暗渠を設置（複数のハウスを横断）。ハウスの後ろ側に明渠を設置。
- ・深耕、心破は実施していない（排水の良いハウスと悪いハウスがある）。

#### (2) 耕起・碎土の機械、方法

- ・ロータリーで、15～20cm。

#### (3) 輪作・緑肥の活用

- ・ハウストマトは連作（無加温、3月下旬～6月上旬定植。収穫は、9月～10月まで）。
- ・露地有機トマトはスイートコーンとかぼちゃとの3年輪作。
- ・収穫終了後に残さを排出。

#### (4) 堆肥・有機物

- ・自家製の牛糞堆肥を2t/10a施用。牛糞にもみ殻、米ぬか、海藻粉末、ミネラル分に種菌を加えて発酵させたもの。
- ・堆肥は2週間～20日で発酵。4月定植までは前年秋に、5月以降はその年に仕込む。

### 2) 苗管理

#### (1) ハウストマト（大玉）

- ・セル苗を購入（農薬や持続的効果のある肥料等不使用）。
- ・ポットに鉢上げ（12cm鉢）  
＜培土：ぼかし堆肥＋ピートモス＋ほ場の土＞
- ・45日間育苗。

#### (2) ミニトマト、露地トマト

- ・播種から自家育苗を行う。



写真 自家製堆肥混和（トマトハウス）

### 3) 施肥管理

#### (1) 土壌診断の活用と施肥

- ・毎年秋にJAで実施。ハウス53～54棟のうち、毎年概ね5～7棟を実施。
- ・診断結果により（極端な場合は）施肥設計を変える。

#### (2) 肥料等の種類と施用量（トマト）

- ・購入肥料は元肥3種類、追肥（液肥）3種類。ほぼ同じ種類で何年も施用。
- ・露地は元肥のみ。加工用トマトは地這い栽培、品種：なつのしゅん

### (3) 施肥技術の組み立て評価

- ・堆肥施用（1週間～10日前）→施肥→定植→追肥（3～4段目着果の頃）、2週間に1回。

## 4) 病害虫の対策

### (1) 病害虫の発生と被害

- ・今年(2021年)、ハダニ、アブラムシは例年より少なかった（大きな減収要因ではない）。後半にウドンコ病が発生した。半身萎凋病の発生も。
- ・裂果や花落ちの方が問題。

### (2) 代替防除技術

- ・オンシツコナジラミ、アザミウマ（スリップス）に天敵の利用。
- ・ハダニにはボタニガード、粘着くんを利用。ウドンコ病に酢の葉面散布。

### (3) 課題となる病害虫と防除対策

- ・影響の大きいのは半身萎凋病およびハダニ。  
（半身萎凋病は3～4月定植の古いハウスで発生が多い）
- ・自根苗を利用。今年は還元消毒(米ぬか)を実施した。この成果は来年の結果待ち。

## 5) 雑草の対策

### (1) 除草技術の組み立て、雑草密度の低減

- ・ハウス内はマルチと防草シートがほぼ敷かれている。ハウス周りは手取り除草。
- ・露地はマルチとカルチで対応し、手取りは行わない。

### (2) 機械除草技術

- ・カルチ2回（露地）。

## 4 有機転換の生産性と販路の形成

### 1) 収穫・調製体系と生産性

#### (1) 収穫作業体系

- ・有機栽培トマトは手取り収穫。

#### (2) 乾燥・調製・選果

- ・調製は自家作業。6サイズに分類（選果機）し、箱詰め（4kg、2kg）と袋詰め（800g）。
- ・6割はジュースなど加工用、4割は生食用。加工の処理量は、3t/日。

#### (3) 収量、品質

- ・有機栽培で7t～8t（/10a）の収穫。4～5果（/房）。
- ・なお、排水の良くないハウスは、2.5t/10a程度。

### 2) 出荷・販売

#### (1) 出荷、販売先

- ・主な出荷先はスーパーや個人。道内：道外の比率はおよそ3：7。
- ・直売所は赤いものを販売。夏場は収穫後3日位で加工。

#### (2) 出荷、販売先の推移

- ・4割は生食でスーパーと個人。6割はジュースなど加工。
- ・出荷先は増えていない。入れ替わりがある。

#### (3) 販売価格

- ・自社での直売価格は464円/kg。卸価格は税、送料別で約412円/kg

## 5 有機転換の成果と課題

### 1) 有機転換の成果

#### (1) 有機転換で良かったこと

- ・この2～3年、有機農産物があらためて見直されている（営業部門からの情報では、店頭などで目に付くようになり認知度があがったことで新規の販売先もできた）。

#### (2) 有機転換の収益（転換前との比較）

- ・有機だからといって通常より高くはしていない。  
（季節ごと年ごとに変わりなくほぼ一定価格）

### 2) 有機転換の課題

#### (1) 有機転換の効果は不十分か

- ・病害虫の対応が難しい

#### (2) 改善を要する項目

- ・技術的には色々改善していきたい。

### 3) 今後の取り組みと課題

#### (1) 生産・加工・販売の取り組み

- ・現状の取り組み以外は特に考えていない。  
（個人販売については、店頭販売以外に近隣で一部宅配も実施）

#### (2) 今後、有機農業で改善を考えている取り組み

- ・地道に取り組んでいきたい。

## 6 地域のネットワークなど

### 1) 有機転換とネットワークの係わり

#### (1) 有機農業等の生産者のグループ、組織化

- ・取引先あるいは法人を通じたつながりはある。
- ・近隣に有機トマト栽培者がいないので、情報共有ができない。

#### (2) 有機農業ネットワーク（道・振興局）の活動

- ・地域ネットワークとのつながりはもっていない。
- ・普及員とのつながりはある。

### 2) 流通・消費者との交流

#### (1) 流通販売業者との係わり・連携

- ・業者さんから話をかけてくれることもある（新しいものの栽培など）  
（双方が一致しないと不成立に。）
- ・ネット販売を実施（ネットショップでお米とジュースほか）

#### (2) 消費者との係わり、交流

- ・直売店や（旭山）動物園店を運営。
- ・直売店では近隣の野菜などの販売と飲食。
- ・動物園店では飲食とおみやげの販売。
- ・トマトもぎとり園では、もぎ取り用のトマトの確保(調整)が難しい。
- ・農産加工（ジュースやみそ）の体験を実施。
- ・直売店のお客さんの声は店員から営業に繋げ、今後の取組みに活かしている。

<有機転換の事例>

## 有機農業の取組は子供たちが安全に素手で 土を触ってもらうための証明

名寄市 株式会社よねざわ農園

### 1 経営の概要

#### 1) 有機栽培の開始年（経験年数）

- ・ 2010年（11年）
- ・ 有機 JAS 認証取得 2015年

#### 2) 経営規模

- ・ 耕地面積 50ha、うち有機栽培 1.67ha

#### 3) 作付作物と面積

作物名	全作付面積	有機 JAS	慣行栽培	備考
米	45.0ha		45.0ha	ASIAGAP 取得
アスパラガス	0.15ha	0.15ha		
スイートコーン	1.52ha	1.52ha		
その他	3.33ha		3.3ha	

#### 4) 労働力

- ・ 家族 2人、社員 1人、パート 2人

#### 5) 営農類型

- ・ 法人経営（株式会社）
- ・ 水稲 45ha は移植で 10日間、田植機 2台・12人の組作業体系を確立（雇用を活用）。
- ・ 穀物検査員の資格を取り検査協会を組織し活動。
- ・ 米の収穫・乾燥・調製・検査・貯蔵・出荷は個別体系（会社組織）で行う。

### 2 有機農業取組の経過

#### 1) 有機農業取組の動機

- ・ 就農当時父親は、畑が粘土質の強い土だったので、土を良くするためにと稲わらを入れたりしていた。また、米を作って特裁もやっていた。
- ・ 農業体験受入農家をやっていた。定植から授粉、収穫まで体験する中で、子供達に安全に素手で土を触ってもらうための証明に有機 JAS に取り組んだ。

## 2) 有機栽培転換の経過

年次	有機栽培ほ場1 (ハウス団地※1) 1.7ha	有機栽培ほ場2 (水田) 2ha
2010	ミニトマトと中玉トマト(20棟×518㎡) スイートコーン(露地)	
2012	有機栽培継続	アスパラガス(露地) 定植
2015	有機JAS認証取得	有機JAS認証取得
2017	スイートコーン1haに拡大	トマト1ha減
2020	スイートコーン1.52 トマト作付無し アスパラガス(定植) 0.15ha	アスパラガス廃耕※2 有機JAS認証取り消し、水稻へ転換

注) ※1 2008年建設会社が所有しEM菌を使用して栽培していたハウス30棟を買い取った。

※2 アスパラガスの収量が低下、アスパラガスの収穫と田植作業は同時期であり、稲作が拡大し競合が強まる。

## 3) 取組の考え方

- ・安全を説明するには有機 JAS の資格を取るしかない。
- ・ミニトマトと中玉トマト及びスイートコーンはハウス団地の活用、田植え後の作業管理として、稲作部門と競合しないこと。
- ・アスパラガスは道北・名寄の産地ブランドを活用できること。

## 3 有機栽培管理技術の特徴

### 1) 肥培管理(土づくり)

- ・ハウス際に暗渠が入っている。支柱下の管は直径 50 mm、メインは 80 mmが入っており、定植時は排水対策としてサブソイラーをかける。
- ・堆肥を施用する

### 2) 施肥管理

<アスパラガス>

[育苗]

- ・3~4月 128 穴のセルポットに土詰め播種し、出芽後 10.5cm ポットに鉢上げ、6月に 12cm ポットに移したあと土におろし、ハウス内で 1年間寝かせる。

[本畑 1 年目]

- ・6月田植え後、サブソイラーをかけ、炭カルを 25kg 施用し深耕ロータリハローを 2回かけ混和、その後豚糞ペレット 100kg/10a 施用し深耕ロータリハローをかけ整地する。
- ・マルチを張り、カッティング(穴開け)し定植する。

[本畑 2 年目]

- ・5月連休明けに茎葉処理(刈取)し、豚糞ペレット 25kg/10a 施用し 5cm の深さで畦間にロータリハローをかける。
- ・収穫終了後 7日目に炭カル 25 kg/10a、堆肥 5t/10a、豚糞ペレット 75 kg/10a を施用する。

<スイートコーン>

- ・ロータリハローで耕起後、炭カルを施用混和、その後豚糞ペレットを施用しロータリハロー



写真 ハウス団地

で混和整地する。

炭カル 25～30kg/10a

豚糞ペレット 50～80kg/10a

- ・播種プランターでマルチをしながら播種（90cm×30cm）する。

#### <土壌診断>

- ・土壌診断は毎年行う。pH は自分で測り、残りの項目は名寄市農業振興センターで分析を行い、それらに基づき施肥設計を行う。

### 3) 病虫害対策

#### <アスパラガス>

- ・ジュウシホシクビナガハムシ 株が古くなると出てくる。

#### <スイートコーン>

- ・アブラムシ 収穫後に拭き取り
- ・ヨトウムシ 穂が出てこないと上がってこない。日中は土中におり、暑くなると上がってくるので、収穫前頃から、朝イチで畝間に除草を兼ねてロータリハローをかける。
- ・黒穂病 連作していると出やすい。見つけたら取除く。

### 4) 雑草対策

#### <アスパラガス>

- ・株間は手取りし、畦間はロータリハローを3回/月かけ、ブラッシュカッターで1～2回/月刈る。

#### <スイートコーン>

- ・株間は手取りし、マルチとマルチの間はロータリハローを3回/月かけ、マルチ際の草をブラッシュカッターで1～2回/月刈る。

## 4 生産物の収穫、出荷・販売

### 1) 収穫作業

#### <アスパラガス>

- ・5月25日～6月20日の間、朝、夕収穫する。規格分けし、一部は有機の格付をし、箱詰めし予冷庫で保管、出荷する。

#### <スイートコーン>

- ・早朝5～8時の2～3時間、トラクターの収穫かごにナンバーをつけて一斉収穫する（2人で約1ヵ月かかる）。
- ・選別・箱詰め 午前中にアブラムシを拭いてとり、虫をチェックして計量し規格分け、格付後16時まで箱詰め出荷する。有機は皮1枚残した状態でP-プラス袋に入れ5kg箱に詰める。有機の格付割合は全体の10%程度で発送先は個別又は近間である。残りはJA向けに1枚皮を取り5kg箱に詰め出荷する。

### 2) 販売方法（出荷、輸送、販路の形成、販売形態、受注対応）

- ・顧客である札幌の病院内の高齢者施設に米を2回配達するが、その時に名寄産有機栽培アスパラガスとしてスタッフ向けに販売する。
- ・道北は畑作農家が多い。町の人はずかしかいなく、家庭菜園でナスやミニトマトを自分なりの有機栽培をしている。けんかにならない都市圏の札幌へ出荷する。

## 5 有機農業の評価と課題

### 1) 有機農産物の評価

- ・満足感あるが、労賃計算したら有機の部門収支はマイナス、勉強していくことが大切。
- ・米の顧客開拓のため、はくちょうもちを PR 材料に 1～3 月は札幌市内の老人ホームを回って餅つきをしている。その中で、有機栽培をしていることは安全な農産物の証になっている。
- ・有機をやっていたおかげで 2019 年 ASIAGAP（米）取得に結びついた。
- ・有機に取り組むにはお客に対して何をしたいのか、その意識を持たないとだめ。

### 2) 課題

#### (1) 生産、栽培技術

##### <アスパラガス>

- ・7 年目以降の収量の低下。
- ・収穫時期が田植えとぶつかる。
- ・10 月上旬に施肥をしたいが、他の作業とぶつかりできない。

##### <スイートコーン>

- ・労賃を入れると生産コストの方が高くなる。
- ・6 次加工などして付加価値をつけたいが、地方は札幌とちがって加工業者がない。函館の水産加工会社に委託してスイートコーンを 5 cm カットにした冷凍商品の販売を試みた。加工賃は 5 円/本で、運賃 80 円/本である。有機の認証もなくなりもうけの取れる価格では売れない。コーンポタージュもやってみた。
- ・基本的に有機農産物のロットが少なく量も安定しない。

#### (2) 支援施策の充実

- ・新規就農者や有機農業転換者に対してポイントを高くするなどわくわくするような支援策を出してほしい。
- ・国の政策は矛盾している。6 次化や GAP 取得にはポイント高いが、有機は低い。
- ・有機を手がける人には栽培技術の取得や販路の確保等も含め、3～5 年手当をつけるなど支援することが必要である。
- ・有機に取り組む新規就農者に支援すれば、都会から来る人は販路を持っているので有機農業者は増えるだろうと思う。

## 6 地域の生産者、消費者との連携

### 1) 有機転換とネットワークの関わり

- ・札幌周辺と違ってここは人の少ないところである。ネットワークづくりが必要である。
- ・振興局のネットワークには参加していない。参加者は皆社長、若い世代は殿様商売でけんかになるような議論になる。

### 2) 流通・販売業者との連携、消費者交流

- ・販売は口コミである。マスコミは来るが「値段は高いしょ」と言ってくる。
- ・農福連携はできたら良い。さらに加工が結びつけば良い。



## 緑肥による地力向上と土壌診断に基づく施肥で安定収量確保

剣淵町 剣淵・生命を育てる大地の会 赤トンボ農園

### 1 経営の概要

#### 1) 有機栽培の開始年（経験年数）

- ・2000年（21年）
- ・有機 JAS 認証取得 2003年

#### 2) 経営規模

- ・耕地面積 10.95ha、うち有機栽培 10.95ha

#### 3) 作付作物と面積

作物名	全作付面積	うち有機 JAS	平均収量	備考
たまねぎ	3.05ha	3.05ha	4 t /10a	
大豆	3.10ha	3.10ha	310kg/10a	小粒大豆
ハトムギ	2.10ha	2.10ha	270kg/10a	
緑肥	2.70ha	2.70ha	—	春と秋の 2回は種

#### 4) 労働力

- ・2.0人、パート労働 1人工 20日程度

#### 5) 営農類型

- ・家族経営

### 2 有機農業取組の経過

#### 1) 有機農業取組の動機

- ・草刈りの時には花粉症になるなど、自分や子供がアレルギー体質で農薬に対する健康不安があった。自分なりに農薬を使わないで作物作りに取り組んでいた時に、町内の福祉施設と知合い「農薬を使わない作物作りを教えてほしい」といわれたのがきっかけとなった。
- ・「移動村づくり大学」に参加し、先進地である安全良質な農産物の生産、流通を学ぶ機会があり、生産物の販売や出荷に係わる部分は、西原学園が事務局となってくれる中で「剣淵・生命を育てる大地の会」を結成し、農産物の自力販売がスタートした。これらは「絵本の里」町づくり活動に呼応するものであった。

#### 2) 有機栽培転換の経過

- ・慣行栽培の頃の作付は水稻 9ha に豆類、かぼちゃ、スイートコーンなど畑・野菜 6ha 計 15ha を作付していた。1990年に無農薬・無化学肥料栽培の取組を開始し、1995年頃有機栽培に労働力を集中させるために水稻 4.4ha を売却し経営面積を 11ha に縮小した。
- ・2000年に道の試行により本格的に有機農業を導入し、2003年に有機 JAS を取得し、2年後全面積を有機に転換した。

#### 3) 取組の考え方

- ・最初は雑草の少ない畑で大豆栽培から開始し、徐々に面積を広げた。

- ・スイートコーンは魅力のある作物だが、有機栽培では雌穂収穫後すき込むまでの間に雑草が発生し、雑草の方が先に種をつけてしまうので他作物に転換した。
- ・たまねぎを作付するようになり、定植後の除草カルチを使える間はいいが、生育が進んで機械が入れなくなってから、いかに雑草の種をつけずにその1年を終わるかが一番たいへんで、その労働力を賄うためにスイートコーン、かぼちゃを中止するなど作物を絞った。
- ・取引先からの要望でいろいろ作物を手がけてきたが、にんじんは天候による制約あること、また、紅しぼり豆、手亡などは秋の天気が悪いと品質が極端に悪くなるので中止した。
- ・手間をかけ、経費をかけているので収量を上げることが必要と考え、地力向上のため緑肥を導入した。地力が上がると収量も安定するようになった。
- ・ハトムギは根張りが良いので、後作に対する排水効果や緑肥の効果も併せて期待できる。
- ・作物の作付は、土づくりと全体の作物栽培、それと雑草対策、その中で考えてきた。
- ・たまねぎをメインにして、大豆（1年又は2年）→ハトムギ（1年又は2年）→緑肥（1年）→たまねぎ（2年）の輪作である。

表1 作物別作付面積の推移

単位：a

作物名	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
たまねぎ			50	180	230	230	230	230	250	210	250	300	320	315	340	345	340	305
ハトムギ													180	210	230	230	350	210
大豆	170	210	190	170		10	7	30	170	185	210	220	170	310	315			
青大豆									210	80		40						
小粒大豆											90	155	135			340	175	310
黒大豆	50	50																
大納言小豆				170	210	180	83	150	110	170	120	100						
小豆	300	300	330		130	170	190	340		140	140	50						
手亡				180	170	197	170	180										
紅しぼり豆						10	140											
にんじん	50	70	80	80	100	100	130	130	150	140	100	50	30					
アスパラガス	35	35	35	35	35	35	35	35	35									
かぼちゃ	260	210	180	100	100													
キャベツ	50	50	50	80	70													
スイートコーン	180	170	170	100														
からし						160	100											
しそ						3	10											
レタス			10															
緑肥					50				170	170	185	180	260	260	210	180	230	270
合計	1095	1095	1095	1095	1095	1095	1095	1095	1095	1095	1095	1095	1095	1095	1095	1095	1095	1095

注1) 2004年のアスパラガス、黒大豆は特別栽培、注2) 2005年から経営耕地面積全て有機JAS

### 3 有機栽培管理技術の特徴

#### 1) 肥培管理（土づくり）

- ・ヘイオーツ、ヘアリーベッチを4月20～25日頃単播又は混播で播種する。鶏糞を窒素で3～4kg/10a、石灰資材を60kg施用する。
- ・7月末にすき込み、緑肥の2作目として9月上旬にヘイオーツを播種する。鶏糞とぼかし肥料を窒素で3～4kg/10a施用する。
- ・緑肥は鉋爪のロータリーを直掛けしすき込む。2回目の緑肥は、耕起するか又は翌春耕起とし、水はけを良くするためにサブソイラーをかける。

#### 2) 施肥管理

- ・土壌診断は1, 2年に1度は行い（十勝農協連）、微量要素も含めた施肥設計を行う。
- ・生育期間中は、もろみ濃縮液、菌体液肥（光合成細菌）、トウガラシエキスをスプレーヤーで、大豆で3～5回、たまねぎで活着後10回程度散布する。

表2 作物別施肥内容

作物名	有機肥料の種類と施用量(kg/10a)			
	ぼかし肥料(N量)	石灰資材	苦土肥料	微量要素肥料
大豆	6	100	＜溶性 30、水溶性 30	10～20
ハトムギ	10	150	＜溶性 30、水溶性 30	10～20
たまねぎ	20	150	＜溶性 30、水溶性 30	10～20
備考	2種類	生石灰又は卵殻	＜溶性マグネシウム60% 水溶性マグネシウム23%	マンガン10%、鉄10% 銅2%、亜鉛2%

注) 苦土肥料は施用上限量

### 3) 病虫害対策

＜大豆＞

- ・タネバエ：トウガラシエキスをまぶして播種する。
- ・大豆わい化病：トウガラシエキスを2～8葉期に2～3回散布。
- ・マメシクイガ：トウガラシエキス、BT水和剤、スピノサド水和剤散布。

＜たまねぎ＞

- ・タマネギバエ：鶏糞は前年秋までに散布し、春にはぼかし肥料を使う。
- ・ヨトウ：減収するほどではないが、BT水和剤を早いうちに散布すると発生しない。

＜ハトムギ＞

- ・特に注意する病虫害はない。

### 4) 雑草対策

＜大豆＞

- ・大豆が出芽してきたら畦間サブソイラーをトラクターのタイヤの踏後にかける。また、プランターの種が落ちる部分の少し後ろに深耕爪をつける。除草機に同じように深耕爪をつけて、それが誘導爪となって除草機が畝のギリギリまでかけられる。かなり際まで土が動かせるように「ウイングディスク」という円盤も使用する。
- ・畦間サブソイラーは初期の根張りをよくし、干魃に強くする。1回かけて翌日反対方向にかけるのが効果的である。

＜たまねぎ＞

- ・発生雑草：タイヌビエ、ハタビエ、スカシタゴボウ、イヌホオズキ、スベリヒユ、ハコベ、タンポポ（実生から）など
- ・苗移植後活着したらたまねぎ専用除草カルチを6月末までかけ、これ以降は手取除草。

＜ハトムギ＞

- ・出芽前除草機をかける。除草カルチは4回ほどかけるが、出芽後カルチを2回ほどかけた後ホー除草を入れる。機械が入れなくなる7月末の追肥後は、拾い草を3回行う。
- ・出芽時は小さい針のような形をしばらくしているが、ある時期からどんどん大きくなるので、この小さいときに、誘導爪により畦のギリギリまでカルチをかける。



写真1 大豆の畦間心土破碎



写真2 プランターの誘導爪

## 4 生産物の収穫、出荷・販売

### 1) 収穫作業

#### <大豆>

- ・コンバインで収穫後、ネットをかけた鉄コン（1.5t/基）に積み込み、調整施設（委託）へ運搬し、袋詰め（900 kgバッグ）後、JA で検査を受けて出荷する。

#### <ハトムギ>

- ・コンバインで収穫（委託）し、運搬兼乾燥トレーラに積み込みハウスに移動し、ジェットヒーターで温風を5～7日送風し乾燥させる。2～3回で終わる。
- ・乾燥したハトムギは唐箕をかけ、30kgPP袋に詰め出荷する。

#### <たまねぎ>

- ・早晩性4品種を組合わせて収穫適期を8月上旬～9月上旬まで広げている。
- ・根切り機をかけたあと、デガー掘り横送りで3列を1列にまとめ、ハーベスタで収穫、頭切りし、鉄コン（1.3 t/基）に積み込む。トラクターで運び、必要に応じハウスで乾燥後、皮むき機にかけ、選果後、折コンテナ詰め・箱詰め（5kg、10kg、22kg）で出荷する。

### 2) 販売方法（出荷、輸送、販路の形成、販売形態、受注対応）

- ・「大地の会」を通じて受注対応が行われ、保管、出荷される。

## 5 有機農業の評価と課題

### 1) 有機農産物の評価

- ・有機農産物は売り先が固定されていて、ある程度高い価格で買ってもらえる。後は収量を上げるだけである。

### 2) 課題

#### (1) 生産、栽培技術

#### <たまねぎ>

- ・水やり、温度管理技術の向上により、発芽を揃え苗の斉一性を高めること。
- ・他作物にも言えるが、地力を高めること。

#### <ハトムギ>

- ・ハトムギは水の好きな作物なので、今年(2021年)のような干魃時には水分の補給が必要。

#### (2) 緑肥助成の支援

- ・地力を高める上で、特に有機栽培において、緑肥は重要で支援措置が必要である。以前、畜産農家の堆肥を使用したがる雑草の発生に苦労した。自身で夏場に堆肥の腐熟化を行うのは機械や手間の制約があり、良質の堆肥を確保するのは難しい。

## 6 地域の生産者、消費者との連携

### 1) 有機転換とネットワークの関わり

- ・1990年2月に「剣淵・生命を育てる大地の会」設立した。会員相互の圃場視察、視察研修、資材の共同購入、生産物の出荷・販売を行っている。

### 2) 流通・販売業者との連携、消費者交流

- ・夏は取引先が圃場を見に来るので対応し、逆に冬は役員が取引先に出向き、視察、情報収集を行う。消費者とは、札幌オフィスアンを通じての交流会などを行ってきた。

## 生産者組織による有機・特裁の認証の取り組みを次世代へ継承

剣淵町 剣淵・生命を育てる大地の会 平波農園

### 1 経営の概要

#### 1) 有機栽培の開始年（経験年数）

- ・2000年（21年）
- ・有機JAS取得年 2003年（18年）

#### 2) 耕地面積

- ・耕地面積 19.32ha（2020・21年平均）、うち有機JAS栽培 7.75ha、特別栽培農産物（第三者認証） 2.25ha

#### 3) 栽培方法・作付面積（2020・21年平均）

栽培方法	作物名	作付面積	備考
有機JAS認証	ばれいしょ	2.58ha	緑肥を加えた3作物の輪作体系
	かぼちゃ	3.97ha	
	緑肥	1.2ha	
特別栽培農産物 （第三者認証）	にんじん	0.88ha	野菜主体の栽培
	かぼちゃ	1.02ha	
	たまねぎ	0.3ha	
	ばれいしょ	0.05ha	
	大豆	1.87ha	小麦、てん菜に有機・特裁の栽培はない。この2作物の収穫は農作業委託。
	小豆	0.45ha	
	てん菜	4.88ha	
	秋播小麦	1.63ha	
	ばれいしょ	0.49ha	

#### 4) 労働力

- ・家族 4人（二世帯夫婦の就農）
- ・期間雇用（5月～11月） 1人

#### 5) 経営類型

- ・家族経営体 二世帯就農（2018年に息子に経営移譲、有機JASを継承）。
- ・有機栽培、特別栽培、慣行栽培の取り組み。

### 2 有機栽培導入の経緯

#### 1) 有機農業の取り組み

- ・屯田入植の四代目として就農。「剣淵・生命を育てる大地の会（1990設立）以下、大地の会とする」設立後の3年目（1993年）に会員から誘われて入会した。大地の会設立時の中心的メンバーとは異なる地区での営農であったが、大地の会の活動には関心があり、たまねぎの特別栽培に取り組んでいたことから入会に至った。

- ・大地の会は、剣淵町の障害者施設との交流及び「絵本の里の誕生」の係わったことから、絵本の里にふさわしい農業として、「食は生命」をモットーに化学肥料や農薬に依存しない安全・安心な農作物生産に取り組んだ。設立当初はこの栽培による農産物は絵本の里の活動に係わる流通業・消費者とのつながりで出荷した。
- ・大地の会では消費者との交流を通じた取り組みとともに、食の安心・安全に対する農産物の認証表示制度への移行があり、1997年から認証業務の試行として特別栽培農産物の第三者認証の業務を開始し、2000年のJAS法改正に伴う有機JAS規格の制定に対応し有機栽培の取り組みを始め、2003年に会員とともに有機JAS認証を取得した。

## 2) 有機JAS認証の推移

- ・有機JAS認証の当初は実需の要請から、豆類（大豆主体）の栽培から取り組みを始めたが、マメシンクイガの虫害による減収が大きな課題となっていた。2004・05年当時の有機JASは4haで豆類（大豆・小豆）が9割を超える作付けであった、
- ・豆類のマメシンクイガの被害を克服できないことと、二世代就農で労働力が確保されており、有機栽培の面積拡大、栽培作物は収穫重量の多いかぼちゃとばれいしょを選択し、地力対策で緑肥を導入した組み合わせとした。
- ・また、特別栽培は、露地野菜のにんじん、かぼちゃ、たまねぎを主体に作付けている。このように有機JASと特別栽培の作物選択・作付面積は、実需の要請に基づき大地の会の組織として調整でき、各経営の実情を生かすことができる利点がある。
- ・慣行栽培は畑作物のてん菜（直播）、秋播小麦、大豆等の作付である。

## 3 有機栽培技術の特徴

### 1) 肥培管理

- ・毎年心土破碎・サブソイラを入れている。堆肥は雑草の課題もあり利用せず、休閒緑肥（ヘイオーツ・ヘアリーベッチ）を春播種・夏すき込み、夏播種・秋すき込みと土づくりと雑草対策を兼ねて2作の栽培を行っている。
- ・かぼちゃとばれいしょの施肥はいずれも購入資材で発酵鶏糞及びボカシ肥など有機質肥料の全層施肥（4割）と作条施肥（6割）である。この他、草木灰や微量元素などや生育促進剤の活用がある。
- ・ばれいしょはプランターの施肥・播種、かぼちゃはマルチ資材を使用した移植体系であり、マルチは収穫後にほ場から持ち出す。

### 2) 病虫害防除、雑草管理

- ・ばれいしょの病害発生への対応として、別表2の銅水和剤、微生物農薬を使用している。かぼちゃは育苗・ほ場における農薬の使用はない。
- ・雑草対策としてばれいしょは播種後の発芽前に2回の機械除草、発芽後は培土による除草対策である。かぼちゃは、移植前のロータリー耕で雑草密度を軽減、マルチ・移植栽培で雑草を抑制する。マルチの間は2回のハロー掛けで雑草を抑制し、その後はつる直し時にも手取り除草を行う。

## 4 農産物の収穫・選果・販売

### 1) 収穫・選果

- ・大地の会で取りまとめた出荷となるが、有機 JAS の収穫・選果調製、格付・証票管理は個別体系である。ばれいしょ、かぼちゃはダンボール出荷として、出荷には大地の会の名称とともに各生産農場名と JAS マーク・有機表示としている。
- ・流通業者などと提携した生産・出荷であり、作物の品種選択などは実需のこだわりを組み入れている。ばれいしょでは男爵、メイクイン、キタアカリ、とうや、かぼちゃでは九重栗、九重栗イレブン、ぬくもりの生産・出荷である。
- ・有機 JAS の平年収量はばれいしょが 2000kg/10a で自身の慣行栽培とは 3~4 割減、かぼちゃが 1000~1200kg/10a で 4~5 割減と減収傾向である。このため市場価格を上回る価格形成がないと収益を支えることができない。

## 2) 出荷、輸送、販路の形成

- ・ばれいしょとかぼちゃは自身で選果し、簡易な貯蔵施設で保管、かぼちゃは年内 12 月までに出荷、ばれいしょは翌年 2 月までの出荷を目安としている。
- ・出荷先は首都圏の流通業者（仲卸業等・小分け業の認証業者）と提携した取引としている。市場出荷では慣行栽培との区分が出来ず、有機農産物認証を生かすことができない、有機農産物の認証・表示を活用できる販路の形成が必要である。慣行栽培との対比で減収を考慮すると、販売価格はばれいしょは 5 割増し、かぼちゃは 2 倍を形成している。
- ・ばれいしょ、かぼちゃの輸送は大地の会で取りまとめ、JR コンテナ便を利用し輸送コスト負担を軽減している。
- ・その他、大地の会は小分け業の認証を取得しており、絵本の里のつながりで、消費者などの少量単位の需要に対応した小分け販売を行っている。

## 5 有機農業の評価と課題

### 1) 大地の会における運営と有機・特裁農産物の作付けの推移

- ・大地の会は 1990 年に設立、設立直後に 2~3 つのグループに分かれ、その後有機等認証の仕組みができた 2000 年以降の会員数は、離脱（離農・個別への移行）及び新期加入の推移があり、15 戸程度で推移している。
- ・大地の会は専用の事務所と事務局を置き、小分け業の認証を取得する等、生産（資材調達含）から出荷に至る事務機能を担っている。また、組織が設立してから 30 年が経過し、役員構成は設立当時の親の世代から子供（後継者）の世代へと継続移行している。
- ・有機 JAS では記録の作成が必要であり、作業記録や資材・機械利用などはカレンダーや日記への記入もあったが、会員との交流のなかで生産行程管理に必要な記録の様式やパソコンの利用など、記録の作成に関する情報を得ることができる。また、資材入手や出荷は事務局の記録を活用できることもある。
- ・大地の会の有機・特裁の作物構成の推移と現行の特徴は、かぼちゃが最も多く 3 割を上回る作付で推移、豆類も 3 割の推移であるが、有機 JAS の当初は大豆と雑豆が半々であったが、その後は大豆が増加し、雑豆は僅かである。ばれいしょは作付けが減少し現状は 1 割弱で推移している。
- ・露地野菜では、たまねぎとにんじんは実需の引き合いがあり、2 作物を合わせて 5% 程度で推移、また、増加作物は。現行のキビと麦類（ハトムギと小麦）の雑穀であり合わせて 2 割に達している。

- ・実需との対応では毎年冬期間に訪問し、要望や問題の指摘に対応し作物・品種選択を調整する。また、実需からの新たな作物の導入には、栽培の試作への取り組みを検討している。

## 2) 大地の会及び経営の課題

- ・大地の会では年2回程度に各会員のほ場を周り生育・栽培法の確認を行う。農産物の品質向上や安定した供給への取り組みとして継続している。
- ・大地の会や個人としても、有機・特裁に取り組む会員の増加をめざしているが、なかなか増えないことが課題になっている。地域の農業者との話のなかでも、めざす経営の方向として大規模畑作・機械化農業の営農類型をあげている。有機農業の取り組みでは、販路の確保や農作業における労働負担が制約になっているように思う。有機農業の拡大には、有機農業者のみの取り組みでは限界があり、慣行栽培から有機農業への転換を進めるには、地域に有機農業を推進する何らかの支援措置が必要である。

## 6 地域の生産者、消費者等との連携

### 1) かみかわ有機農業ネットワークの活動

- ・上川総合振興局を事務局に管内の有機農業者など情報交流の場として活動、現地検討会（夏季）、有機農業セミナー（冬季）等があり、現地検討会では大地の会が視察対象として事例紹介を担うなど情報交流に参加している。

### 2) 剣淵町の支援

- ・剣淵町には有機 JAS に取り組む生産者組織が他にもあり、町及び JA（合併後北ひびき剣淵基幹支所）の支援がある。殊に JA 北ひびき剣淵基幹支所は有機 JAS の小分け業の認証を取得しており、豆類等の小分け出荷業務を行っている。

### 3) 消費者との対応

- ・大地の会の設立当初は絵本の里作りの活動から、消費者や関係団体の紹介で供給先を拡げてきた。農産物の出荷を継続しているところはあるが、農場訪問などの活動はない。
- ・コロナ禍でインターネットによる販売がある。継続するところや単年のところもあるが、今後の情報提供の活動は続けたい。



写真 剣淵・生命を育てる大地の会の会員（ホームページから引用）



## IV 有機 JAS 認証の取得及び認証後の手続き

### はじめに

JAS 法では、農林物資の品質表示の適正化、品質の改善、生産、販売の合理化、取引の円滑化及び消費者の合理的な選択を図るため、「JAS 規格」による格付検査に合格した製品に JAS マークの貼付を認める、JAS 規格制度が定められている。

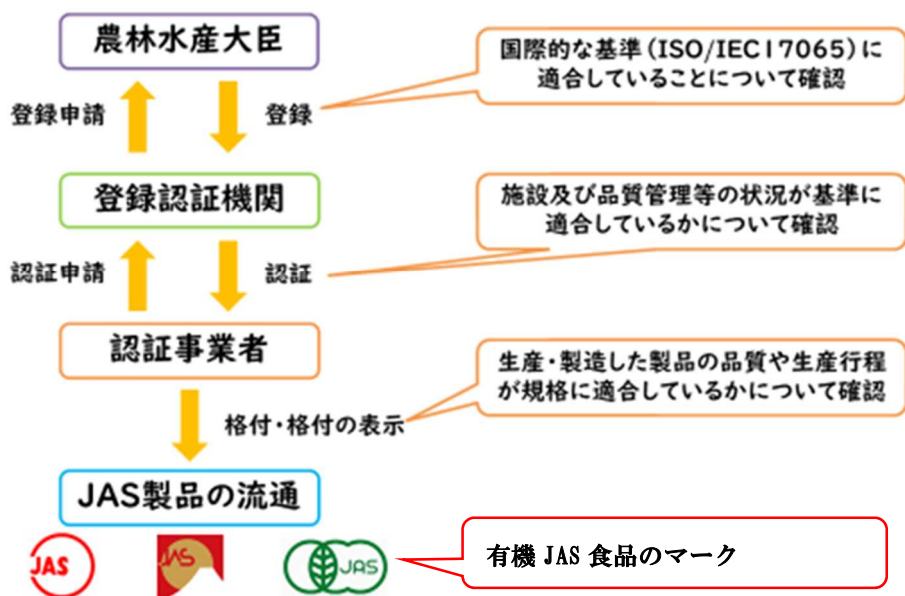
この JAS 規格には、①品位、成分、性能など基準の内容を表示する JAS 規格、②生産方法等の特色ある基準を内容とする特定 JAS 規格の 2 種類があり、②には「有機 JAS 規格」と「特色ある生産、生産情報公表、定温管理流通の JAS 規格」がある。このうち、有機 JAS には有機農産物、有機加工食品、有機飼料、有機畜産物、有機藻類の 5 種類があり、それぞれに JAS 規格（生産方法の基準）と認証の技術的基準（生産行程管理の基準）が定められ、その規格に準拠し合格したものに格付し出荷することができる。

### 1 有機 JAS 認証のための準備

#### 1) JAS 規格による格付の仕組み

登録認証機関は、基準を満たし農林水産大臣から登録を受けた機関であり、事業者など生産行程管理者は登録認証機関に申請し、検査・認証を受けて、生産行程管理における JAS 規格の適合を確認し格付を行い、格付の表示（有機 JAS マークを貼付）を付することができる。

#### 格付の仕組み



#### 2) 有機 JAS 認証に向けて仕組みを知る

有機 JAS 認証への申請は農林物資毎に行うことになっている。生産行程管理者は認証を受ける農林物資として有機農産物等を決め、それぞれ以下の認証基準（農林物資毎の日本農林規格及び

生産行程管理者の認証の技術的基準)を理解し、その基準に準拠した生産行程の管理を行うことで、格付と有機表示することができる」とされている。下表には、有機農産物を例に有機 JAS 規格及び認証の技術的基準に記載されている項目を示した。

有機農産物の日本農林規格 (最終改正：平成 29 年 3 月 27 日)	有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者の認証の技術的基準（最終改正：平成 30 年 3 月 29 日）
①有機農産物の生産の原則 ②生産の方法についての基準 ③有機農産物の名称の表示 ④別表 1：肥料及び土壌改良資材、 別表 2：農薬、別表 3：種菌培養資材、 別表 4：薬剤	①生産に係る施設、保管に係る施設 ②生産行程の管理又は把握の実施方法 ③生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数 ④格付の実施方法 ⑤格付を担当する者の資格及び人数

注 1) 日本農林規格及び認証の技術的基準は、他に有機加工食品、有機飼料、有機畜産物がある。

## 2 有機 JAS 認証への手順

### 1) 登録認証機関（以下、認証機関と略称する）の選択

認証の申請に当たっては認証機関を決め、以下に該当する生産行程管理担当者（責任者）は認証の申請前に認証機関が実施又は指定する講習会を受講し修了することが必要である。

### 2) 生産行程管理者及び生産行程管理担当者と格付担当者

#### (1) 生産行程管理者（申請者）

農業生産者個人等を含めた事業者のこと。グループの場合は組織となり、会の規約や運営の手順を定め、代表者や各業務の担当者（責任者）など組織の構成と構成員が明確になっていることが必要である。生産行程管理者には以下の形態がある。

- ①農業生産者が申請する。
- ②農業生産者等を構成員とする法人が申請する。  
農業生産者がグループを作って申請する（任意団体は代表者を選任）。
- ③流通・販売業者などが、契約する生産者を組織して申請する。

#### (2) 生産行程管理担当者（責任者）の選任（資格要件を確認）

生産行程管理担当者（責任者）は、以下のことが定められている。

- ①生産行程管理担当者は学歴及び農業生産又は指導等に関する実務経験の資格要件が定められており、それに該当するものが 1 名以上置かれていることとされている。
- ②生産行程管理担当者から責任者を 1 人選任する。担当者が 1 人の場合はその者が責任者。
- ③生産行程管理責任者は認証機関の実施又は指定する講習会を受講し修了する（義務）。
- ④生産行程管理責任者の職務は生産行程管理又は把握に関する計画の立案及び推進を担う。

#### (3) 格付担当者の選任（資格要件を確認）

格付担当者は、以下のことが定められている。

- ①格付担当者は生産行程管理担当者と同等の資格を満たす者であって、認証機関の実施又は指定する講習会を受講し修了したものが1人以上、施設の数や分散の状況など適正な格付を行うための必要な人数が置かれていることとされている（義務）。
- ②格付担当者が複数の場合は格付責任者を1人選任すること。

### 3) 申請書の作成・提出

申請書の書式は認証機関でそれぞれ定められているが、ほぼ以下の項目を記載して提出することになっている（(1) から (4)）。加えて、申請書に（5）添付書類として次の項目の提出も求めに応じて対応することになる（①～⑨）。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所。
- (2) 生産行程管理又は格付を担当する者の氏名・略歴。
- (3) 格付けを行なおうとする農林物資の種類。
- (4) 生産を場所の所在地、面積。
- (5) 添付書類
  - ①ほ場周辺図。
  - ②認証申請対象ほ場地図。
  - ③水系図あるいは用排水図（水田の場合）。
  - ④航空防除作業地図（農薬空中散布実施地域の場合）。
  - ⑤生産管理及び格付け組織・機構図。
  - ⑥保管等に係る施設に図面。
  - ⑦内部規程・格付規程。
  - ⑧ほ場履歴を示す管理記録。
  - ⑨その他（認証機関の指示により必要な書類）。

## 3 有機 JAS の審査、検査、判定

### 1) 書類審査

認証機関は、生産行程管理者から提出された申請書の内容が、認証の技術的基準を満たしているかどうかを書面上で判断する。この段階で情報が不足しているような場合には、追加情報の提出を求められる。また、技術的基準の要件を満たさない場合は、補正作業などの指示が出され、申請者はその指示に対応しなければならない。申請の書類上、認証の技術的基準を満たすと判断されると、実地検査が実施となる。

### 2) 実地検査

実地検査は、認証機関から指定された検査員が、検査マニュアルに基づき申請内容と実際の作業管理に違いがないかどうか確認することである。検査の方法は主に次の内容であり、この検査の過程で追加項目の要求や改善事項の指摘があった場合には対応しなければならない。

- (1) 生産行程管理責任者、格付責任者及び担当者や生産者等への聞き取り調査。
- (2) ほ場及びその他施設に出向いて確認を行う。
- (3) 生産行程管理記録とその根拠書類の確認を行う。

### 3) 判定

実地検査の終了後、検査員は認証機関に検査結果を報告する。この報告に基づいて判定員は認証の技術的基準を満たしているかを確認し判定する。判定に当たっては判定委員会等を開催し、基準を満たしていると判定した場合は、申請者へ認証書の交付となる。

この検査・判定において、改善事項を指摘されたときは、申請者は改善に対応しなければならない。改善された場合は認証の取得となる。改善されない場合は、不適合と判断され認証の取得とはならない。

### 4) 認証内容の公表

認証を受けた事業者は、認証機関のインターネットなどの方法で、認証事業者の名称、住所などが公表される。

## 4 有機農産物の生産方法の基準

### 1) ほ場の前歴、記録と確認

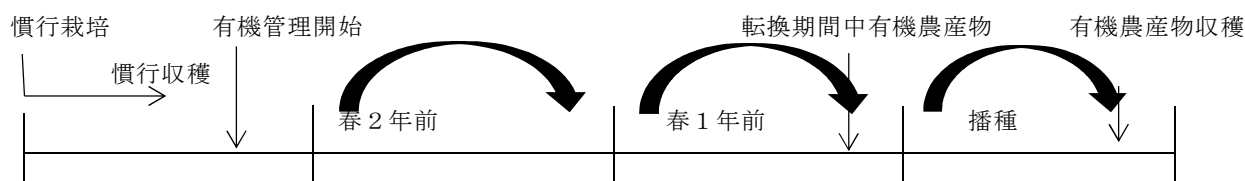
有機 JAS ではほ場の履歴が問われる。有機 JAS の認証には有機に転換してから以下の期間が必要である。あわせてこの間の管理記録等に基づく前歴確認が求められる。

- (1) 多年生作物：有機に転換してから、最初の収穫までに3年以上経過していること。
- (2) 一年生作物：最初のは種・植付けまでに2年以上経過していること。
- (3) 開拓されたほ場が耕作の目的に供されず、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場：最初のは種又は植付けまでに、1年以上経過（有機栽培を実施）していること。

(転換期間：多年生作物)



(転換期間：一年生作物)



### 2) ほ場の周辺環境

有機ほ場は、周辺からの使用禁止資材（化学肥料や農薬など）の飛来、流入を受けない措置を講じていること。例えば、ほ場と隣接地の間に農道や排水溝、十分な緩衝地帯を設けて間隔をあけるなど、認証機関の方針を参考にすることである。

### 3) 有機農産物の生産の原則

有機農産物の JAS 規格には生産の原則として次の目的と方法が示されている。目的：農業の自然循環機能の維持増進を図ること。方法：①化学的に合成された肥料及び農薬を避けることを基

本とすること。②土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させること。③農業生産に由来する環境への負荷を出来る限り低減した栽培管理方法を採用すること。単に農薬や化学肥料を使用しただけでなく、堆肥など有機物の施用、緑肥の活用など地力の改善とともに物質循環による自然との共生の促進を実践すること。以下に有機農産物の生産方法を示した。

#### 4) 種子及び苗

原則として有機栽培由来の種苗の使用が必要である。但し、通常の方法で入手が困難な場合や自家採取ができない場合は、慣行栽培由来の種苗を使用することができる。この場合、種苗に薬剤などの処理がされていないものを選定することが必要である。薬剤を使用していない種苗を入手できない場合、一般の種苗でもやむをえませんが次の条件が必要である。①種子繁殖する品種にあつては種子を使用すること。②栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢苗などを使用することである。

有機の種子販売はほとんどなく入手は難しいことがある。そこで自家採取で有機の種子を確保する取り組みもあるが、その場合には種苗法に基づく取引に留意することが必要である。

#### 5) 肥培管理

有機 JAS の肥培管理は、有機栽培物の JAS 規格に生産の原則として、自然循環機能の維持増進を図ることから以下の方法を定めている。①当該ほ場等において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用、②当該ほ場若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物による有機物の分解や生物の物質循環による土壌の質的改善。③作物の栄養成分の不足により正常な生育ができない場合に限り、別表 1 の資材が使用可能、④当該ほ場若しくはその周辺以外からの生物を導入することができる。

肥培管理は、①と②による土づくりによる地力を高め肥沃な土壌にすること。この方法で正常な管理ができない場合には、別表 1 の資材（肥料及び土壌改良資材）を使用できる。

有機 JAS では使用禁止資材（別表 1 を除く資材）が規定されている。このため堆肥などを自ら製造する場合は原料と作り方を明確にし、原料の入手先に別表 1 の適合を確認にすること。

購入堆肥の場合は肥料及び土壌改良資材と同様に別表 1 の使用可能な資材であることを判断（資材証明等）し使用することである。

注）肥料及び土壌改良資材の使用は、本報告「Ⅱ 使用可能資材の評価」で解説している。

#### 6) 病害虫管理

有機 JAS では、有害動植物の防除方法として、耕種的（抵抗性品種の使用、輪作・混植、緑肥の使用など）、物理的（マルチ、防虫ネットの使用、除草機など）、生物的防除（天敵、拮抗植物の利用など）方法又は組み合わせた方法のみの実施が定められている。

農産物に窮迫した危険があり、上記の防除方法だけでは対策がとれない場合は、有機 JAS 別表 2 の農薬が使用可能である。別表 2 の農薬の使用にあたっては、使用農薬の適用作物や使用方法などを守ることが必要である。また、別表 2 の許可リスト以外の農薬は使用できない。

### 5 認証後の業務

#### 1) 認証業務の実施、調査への対応

認証を受けた後も有機 JAS 規格に準拠した生産活動として、自ら定めた内部規程、格付規程に基づいて、引き続き計画の立案、実施、記録をすることが必要である。有機 JAS 認証の継続は記録の作成と言われるほどであり、①生産行程の管理記録（作業記録）、②種子・肥料・農薬等生産資材の入手及び使用管理記録（資材証明）、③機械・施設の使用記録（洗浄記録）、④格付・出荷・証票管理の記録（表示）、⑤苦情・異常対応の措置と記録（不合格品の処分）などがあげられる。これら記録の作成は、本報告の「I 管理記録の簡素化」に示した。

認証機関は認証後も認証の技術的基準に適合しているかの調査を1年ごとに定期的に行うことになっている。事業者は継続して認証機関の調査を受けなければならない。一度認証を受けると不適合が改善されず取り消しを受けない限り認証は継続する。

## 2) 格付・表示

格付とは JAS 規格に適合しているかどうか確認することであり、「生産行程の検査」によって行われる。各種の記録をみて対象ほ場から収穫され、その栽培方法が適合しており、収穫後から出荷まで混合や汚染がないことを確認・記録する。このように格付には生産行程の記録が条件となり、格付担当者の業務として行われる。

有機農産物の表示は有機 JAS 規格第5条に基づき、食品表示基準の規定に従うほか、有機農産物の名称の表示となる。具体的には生鮮食料品では、名称と原産地の表示（義務）及び有機 JAS マークを付し有機の表示（任意）として対応することになる。

## 3) 報告の義務

認証事業者は認証機関へ以下の記録を提出することが必要である。

- (1) 年次計画：毎年年次計画を策定し、認証機関に提出する（提出時期は認証機関に従う）。
- (2) ほ場面積：毎年6月まで、前年度3月末時点の認証ほ場の面積を報告。
- (3) 格付実績：毎年6月まで、前年度（前年4月～当年3月）の格付実績を提出。
- (4) 認証機関の調査への措置と対応：実地調査における相互確認及び調査・判定において、改善事項を指摘された場合は、認証事業者は改善の措置をとる。有機 JAS の条件を満たさず不適合と判定された場合はその措置をとり、そのことを認証機関に報告する。

## 4) 変更事項の提出

認証後は認証事項に記載されているほ場・施設等で生産管理されたものしか有機表示はできない。新たにはほ場や施設などを追加申請あるいは廃止する場合は、変更届にその事項及び理由を記載し、必要な添付資料を添えて認証機関へ提出すること。

## 5) 有機農業の基準に適合しなくなった場合の対応

有機認証ほ場でやむを得ず、有機栽培に適合しない栽培方法を行った場合（別表1あるいは別表2以外の化学肥料、農薬を使用した栽培など）、そのほ場から収穫されたものは有機 JAS の農産物として取り扱うことはできない。認証事業者はこの旨を速やかに認証機関に報告しなければならない。認証機関は有機基準に該当しなくなった農産物を有機表示しないこととし、条件によってはほ場の認証取り消しなど必要な措置をとることになる。

## <参考資料> 有機 JAS・告示

### 1 日本農林規格

- 1) 有機農産物の日本農林規格  
(最終改正 平成 29 年 3 月 27 日農林水産省告示第 443 号)  
URL : [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-226.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-226.pdf)
- 2) 有機加工食品の日本農林規格  
(最終改正 令和 2 年 7 月 16 日農林水産省告示第 1385 号)  
URL : [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-172.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-172.pdf)
- 3) 有機畜産物の日本農林規格  
(最終改正 令和 3 年 1 月 25 日農林水産省告示第 187 号)  
URL : [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-214.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-214.pdf)
- 4) 有機飼料の日本農林規格  
(最終改正 平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 683 号)  
URL : [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-51.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-51.pdf)
- 5) 有機藻類の日本農林規格  
(制定 令和 3 年 12 月 7 日農林水産省告示 2074 号)  
URL : [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-236.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-236.pdf)

### 2 認証の技術的基準

- 1) 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準  
(最終改正 平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 687 号)  
URL : [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-82.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-82.pdf)
- 2) 有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準  
(最終改正 平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 687 号)  
URL : [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-83.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-83.pdf)
- 3) 有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準  
(最終改正 平成 30 年 4 月 2 日農林水産省告示第 5108 号)  
URL : [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-81.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-81.pdf)
- 4) 有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準  
(最終改正 平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 691 号)  
URL : [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-63.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-63.pdf)
- 5) 有機藻類についての生産行程管理者の認証の技術的基準  
(最終改正 令和 3 年 12 月 7 日農林水産省告示第 2079 号)  
URL : [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-239.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-239.pdf)

6) 有機藻類についての小分け業者の認証の技術的基準

(最終改正 令和3年12月7日農林水産省告示第2082号)

URL : [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-240.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-240.pdf)

### 3 検査方法

1) 有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法

(最終改正 平成30年4月2日農林水産省告示第5108号)

URL : [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-71.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-71.pdf)

2) 有機藻類の生産行程についての検査方法

(最終改正 令和3年12月7日農林水産省告示第2081号)

URL : [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-241.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-241.pdf)

### 4 その他

1) 有機農産物の JAS 資材評価手順

(令和3年10月)

URL : [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki\\_shizai-1.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki_shizai-1.pdf)

2) 有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の有機 JAS の Q&A

(令和3年11月)

URL : [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-235.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-235.pdf)

有機農産物の有機 JAS 取得にあたっては、登録認証機関を決めて申請への準備、講習会の受講・修了、登録認証機関の定めた申請書の様式への記載、必要な書類の用意となる。作成に当たっては有機 JAS 規格や認証の技術的基準を熟知しておく必要がある。

このための、有機 JAS 規格、認証の技術的基準や参考資料となる Q&A 等上記の資料は、農林水産省のホームページから入手することができる。

作成・編集 公益財団法人北農会  
(令和3年度 有機転換サポート業務)





令和4年3月

北海道農政部食の安全推進局食品政策課

〒060-8588 札幌市中央区北3条6丁目

TEL 011-231-4111 (内線 27-674)